

栃木県議会議員定数等検討会
報 告 書

平成16年12月

栃木県議会議員定数等検討会

目 次

検討経過	1
結 論	2
1 合併から次の一般選挙までに生じた補欠選挙への対応について	
2 次の一般選挙とその任期中の対応について	
(1) 多数意見	
(2) 少数意見	
今後の取り組み	2
《議員定数等検討会委員名簿》	3
【参考資料】	
(1) 議長からの諮問書	4
(2) 議員定数等検討会設置要綱	5
(3) 議員定数等検討会活動経過	6
(4) 合併協議会の設置状況（平成16年12月1日現在）	7

検討経過

平成16年3月24日、議長から、本県において市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）に基づく合併協議会が多く市町村に設置され、平成17年1月から順次合併による新しい市町村の誕生が見込まれていることから、市町村合併後における栃木県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数のあり方等について諮問があった。

これを受けて平成16年3月24日に第1回検討会を開催し、以後、平成16年12月まで都合7回にわたりこの課題について調査検討を重ねてきたところである。

当検討会は、諮問された課題である「市町村合併に伴う県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数等」について、関係法令、県内市町村の合併の動向、他都道府県の状況等を踏まえ検討することとした。

また、検討を行う際に関係する法律としては、公職選挙法と合併特例法並びに合併特例法がその効力を失する後の合併について特例を適用することとする市町村の合併の特例等に関する法律（以下「新合併特例法」という。）の三法があり、公職選挙法によれば、市町村合併により郡市の区域の変更を生ずる場合は、新しい郡市の区域をもって議員の選挙区とし選挙を行うこととされているが、一方、他の二法は、公職選挙法の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、市町村の合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される当該都道府県の議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることができるものとされている。

本県においても、法定又は任意の合併協議会が発足し、合併に関する協議が行われているところであるが、その進捗状況は個々に異なり、協議不調による解散、一部関係市町村の協議会離脱、合併協議の難航などがあり、本県における市町村合併は必ずしも順調には推移しているとは言えない。

このような中で、検討会としては検討するに当たり、合併から次の一般選挙までの間に生じた補欠選挙への対応と、次の一般選挙とその任期中の対応の二課題に分け、検討を行うこととした。

まず、合併から次の一般選挙までの間に生じた補欠選挙への対応については、合併特例法を適用し選挙区は従前の選挙区で行うこととすることで全員の意見の一致をみたところである。

次に、次の一般選挙とその任期中の対応については、合併特例法を適用し従前の選挙区によることとする意見が多数を占めたものの、他方、合併特例法に基づき平成17年3月31日までに知事への合併申請がなされ平成18年3月31日までに合併した市町村に係る選挙区については、公職選挙法の定めるところにより新しい郡市の区域による選挙区によるべきという意見も出された。

結 論

- 1 合併から次の一般選挙までに生じた補欠選挙への対応について
合併から次の一般選挙までに生じた補欠選挙については、平成15年の一般選挙により選挙された前議員の任期を補完し、その時点の選挙区の県民の意思を反映する立場にある者を選ぶ選挙であることから、合併特例法を適用し、選挙区は従前の選挙区とすることに意見の一致をみた。
- 2 次の一般選挙とその任期中の対応について
次のような多数意見と少数意見があった。
 - (1) 多数意見
現状においては、県全体にわたる市町村の合併枠組みが不透明であり、今後の市町村の合併の進展をまって県全体にわたる選挙区の見直しをすべきであるので、当面、次の一般選挙とその任期中は、従前の選挙区とすべきである。
 - (2) 少数意見
合併した市町村については、新しい市町村の区域ごとに県民の意思を反映すべきであり、合併特例法に基づいて平成17年3月31日までに知事への合併に係る申請を行い平成18年3月31日までに合併した市町村については、次の一般選挙とその任期中は、新しい郡市の区域による選挙区とすべきである。

今後の取り組み

今後、平成17年10月1日現在で国勢調査が実施されることから、その結果を踏まえ、選挙区定数等の検討を行っていく必要がある。

議員定数等検討会委員名簿

(定数14人)

委員	一木弘司
〃	小高猛男
〃	青木克明
〃	菅谷文利
〃	神谷幸伸
〃	島田文男
〃	野田尚吾
〃	石坂真一
〃	小曾戸廣
〃	木村好文
〃	板橋一好
〃	渡辺渡
〃	梶克之
〃	岩崎実(平成16年5月11日逝去)

参 考 资 料

栃木県議会議員定数等検討会

現在、県内の多くの市町村においては、市町村の合併の特例に関する法律に基づく合併協議会が設置されており、平成 1 7 年 1 月からは順次合併による新しい市町村の誕生が見込まれているところである。

市町村の合併により郡市の区域に変更を生ずる場合、県議会議員の選挙区は、公職選挙法においては新しい郡市の区域によるものと規定されているが、市町村の合併の特例に関する法律においては、公職選挙法の規定にかかわらず条例の定めるところにより一定期間は従前の選挙区とすること、または合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて 1 選挙区を設けることが認められている。

このため、市町村合併後における栃木県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数のあり方等について、貴検討会の意見を求めるものである。

平成 1 6 年 3 月 2 4 日

栃木県議会議長 平 池 秀 光

議員定数等検討会設置要綱

(設置)

第1条 本県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について調査・検討するため、県議会に「議員定数等検討会」(以下「検討会」という。)を置く。

(組織)

第2条 検討会は、各会派から推選された委員14人をもって組織する。

2 前項の各会派が推選する委員の数は、次のとおりとする。

- (1) 栃木県議会自由民主党議員会 11人
- (2) 県民ネット 21 2人
- (3) 公明党栃木県議会議員会 1人

(会長及び副会長)

第3条 検討会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、検討会において互選する。

(報告)

第4条 会長は、検討会の検討結果を議長に報告する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会の会議については、常任委員会の例による。

附 則

この要綱は、平成16年3月24日から施行し、その目的を達成した時点で効力を失う。

議員定数等検討会活動経過

開催年月日	活動内容
平成16年 3月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 梶会長、木村副会長の選任
5月 7日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間活動計画の決定 ・ 県内市町村合併の動向及び公職選挙法と市町村の合併の特例に関する法律について執行部から説明
6月10日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村合併に伴う県議会議員の選挙区及び選挙区別議員定数についての検討
8月 4日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村合併に伴う県議会議員の選挙区及び選挙区別議員定数についての検討
9月 6日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村合併に伴う県議会議員の選挙区及び選挙区別議員定数についての検討
10月 7日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村合併に伴う県議会議員の選挙区及び選挙区別議員定数についての検討
12月 3日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村合併に伴う県議会議員の選挙区及び選挙区別議員定数についての検討 ・ 検討会報告書(案)の検討 ・ 検討会報告書の決定

合併協議会の設置状況

平成16年12月1日現在

法定協議会

13地区・34市町村

協議会名	協議状況	手続経過
佐野市・田沼町・葛生町合併協議会 設置日 平10.4.1 合併重点支援地域指定 平14.1.9	・合併の方式 新設合併 ・合併の期日 平成17年2月28日 ・新市の名称 佐野市 ・事務所の位置 佐野市役所	16. 2.19 協定書調印 16. 3.11 知事申請 16. 6.14 県議会議決 16. 6.24 知事決定処分 16. 7.16 官報告示
栃木市・小山市合併協議会 設置日 平10.4.1	・休止中	
黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会 設置日 平15.1.23 合併重点支援地域指定 平15.3.25	・合併の方式 新設合併 ・合併の期日 平成17年1月1日 ・新市の名称 那須塩原市 ・事務所の位置 黒磯市役所	16. 6.24 協定書調印 16. 7.12 知事申請 16.10. 7 県議会議決 16.10.12 知事決定処分 16.11. 5 官報告示
氏家町・喜連川町合併協議会 設置日 平15.8.5 合併重点支援地域指定 平15.9.10	・合併の方式 新設合併 ・合併の期日 平成17年3月28日 ・新市の名称 さくら市 ・事務所の位置 氏家町役場	16. 7.25 協定書調印 16. 8. 2 知事申請 16.10. 7 県議会議決 16.10.12 知事決定処分 16.11. 5 官報告示
矢板市・塩谷町合併協議会 設置日 平15.8.19 合併重点支援地域指定 平15.9.10	・合併の方式 新設合併 ・合併の期日 平成17年2月28日 ・事務所の位置 矢板市役所	
日光地区合併協議会 (今市市・日光市・足尾町・藤原町・栗山村) 設置日 平15.10. 1 名称変更 平15.12.22 合併重点支援地域指定 平15.3.25	・合併の方式 新設合併 ・合併の期日 平成18年3月20日 ・新市の名称 日光市 ・事務所の位置 今市市役所	
大田原市・湯津上村・黒羽町合併協議会 設置日 平15.11.1 合併重点支援地域指定 平15.11.25	・合併の方式 編入合併 ・合併の期日 平成17年10月1日 ・新市の名称 大田原市 ・事務所の位置 大田原市役所	
南河内町・石橋町・国分寺町合併協議会 設置日 平15.12.1 合併重点支援地域指定 平15.12.25	・合併の方式 新設合併 ・合併の期日 平成17年10月1日 ・新市の名称 下野市	
宇都宮地域合併協議会 (宇都宮市・上三川町・上河内町・河内町) 設置日 平16.2.1 合併重点支援地域指定 平15.7.22 指定変更 平16.2.10	・合併の方式 編入合併 ・新市の名称 宇都宮市 ・事務所の位置 宇都宮市役所	
宇都宮市・高根沢町合併協議会 設置日 平16.5.17	・合併の方式 編入合併 ・新市の名称 宇都宮市 ・事務所の位置 宇都宮市役所	
鹿沼市・栗野町合併協議会 設置日 平16.9.24 合併重点支援地域指定 平16.10.12	・合併の方式 編入合併 ・新市の名称 鹿沼市 ・事務所の位置 鹿沼市役所	
南那須町・烏山町合併協議会 設置日 平16.11.1	・合併の方式 新設合併 ・合併の期日 平成17年10月1日 ・事務所の位置 烏山町役場	
馬頭町・小川町合併協議会 設置日 平16.11.16	・合併の方式 新設合併 ・合併の期日 平成18年1月1日 ・事務所の位置 馬頭町役場	